

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、下記基本方針に基づき、経営の効率性の向上および事業の持続的発展と企業価値の向上を追求してゆくとともに、社会規範の遵守および高い企業倫理の確立を目指したコンプライアンス体制の両立を図り、コーポレートガバナンス体制の充実に取り組んでおります。

<基本方針>

- (1)株主の権利・平等性の確保
- (2)株主以外のステークホルダーとの適切な協働
- (3)適切な情報開示による透明性の確保
- (4)経営と監督の分離による透明性の確保
- (5)株主との積極的対話

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4 - 10 - 1】

当社は2名の独立社外取締役を選任しており、取締役会において独立した立場から、重要な審議事項に関してもその有する見識により意見および、助言を得ております。諮問委員会等、更なる独立した委員会の設置は現在のところ不要と考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 4 政策保有株式】

当社は、政策保有株式の保有に関しては、取引状況および事業展開等を総合的に勘案しており、取締役会にて保有目的や当社の企業価値向上に資することを検証した上で、保有適否の判断を行っております。これに資さない株式については順次売却をいたします。また、議決権の行使に関しましては当社の株式保有の意義を確認し、企業価値の向上につながるものであるかを基準に判断を行っております。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役会規程およびその付議基準において会社と役員間の取引については株主共同の利益を害することのないよう、取締役会の決議を経ることとしております。また、親会社および親会社のグループ会社との取引に関しては、第三者との取引と同様、市場価格などに基づく公正妥当な取引を、当社決裁基準に基づき適正な手続を経た上で行うこととしております。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は企業型確定拠出年金を採用しております。
そのため、その運用にあたって当社がアセットオーナーとして関与することはありません。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

(i)当社の企業理念については、当社ホームページ等にて開示しております。なお、経営戦略につきましては、外部環境、内部環境の変化の分析を踏まえ、「選ばれる会社になる」べく、中長期的な視点による当社グループの成長と事業の拡大を目指し、中期経営計画を策定、部門毎の行動計画を推進しており、開示に向け準備を進めております。

企業理念:<https://www.utoc.co.jp/corporate/philosophy/index.html>

配当に関する基本方針:当社有価証券報告書および事業報告に記載しております。

(ii)本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレートガバナンスに関する基本方針は、本報告書の「1.基本的な考え方」に記載しております。

(iii)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続は、本報告書の「1.【取締役報酬関係】」、事業報告、有価証券報告書に記載しております。

(iv)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部の選解任、ならびに取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっては、取締役会は当社の経営陣幹部または取締役・監査役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物が否か、その適切性等について検討し、判断しております。なお、監査役については、必要な財務・経理・法務に関する知識を有する者が含まれるよう留意し、監査役会の同意を得て指名しております。

(v)取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役会は、()記載の方針に従って、経営陣幹部の選解任、ならびに取締役・監査役候補者の指名をしており、第149回定時株主総会(2016年)から招集通知に各役員候補の選任理由を記載しております。

【補充原則4 - 1 - 1】

取締役会は、法令に基づく決定事項の他、取締役会が決定すべき事項として取締役会規程に基準を定め、「株式・決算・取締役他に関する事項」「経営および規程・制度に関する事項」「組織に関する事項」「人事に関する事項」「投融资・資金調達等に関する事項」等の重要事項を決議しております。その他の意思決定につきましては、重要性に応じて決裁規程に詳細基準を定め、経営会議または担当取締役に決定を委任しております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社取締役会は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しております。

【補充原則4 - 11 - 1】

当社の取締役会は、定款で定める取締役18名以内の員数の範囲内で、各事業に伴う知識、経験、能力等のバランスに配慮しつつ、適切と思われる人員で構成することを基本的な考え方としております。当社の経営理念、経営戦略のもとに、取締役の選任については、その経験、見識、専門性などを総合的に評価・判断して選定しております。また、社外取締役2名は、会社法上の社外性要件に加え、東京証券取引所の定める独立役員の資格を充たし、一般の株主と利益相反の生じる恐れがないと判断される基準に基づき選任を行っておりますので、取締役の選任にあたっては、今後も引き続き従来の考え方を踏襲していく予定です。

【補充原則4 - 11 - 2】

社外取締役および社外監査役をはじめ、取締役および監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役および監査役の業務に振り向け、兼職については合理的範囲に留めています。なお、その兼任の状況は、事業報告に記載しております。

株主総会招集ご通知(事業報告含む) : <https://www.utoc.co.jp/ir/stockinfo/meeting.html>

【補充原則4 - 11 - 3】

当社は、毎年全取締役および全監査役を対象に自己評価アンケート調査を実施し、取締役会において「取締役会が有効に機能している」ことを確認しております。なお、例年、自社によるアンケート調査を実施しておりますが、今年は昨年に引き続き外部機関による取締役会実効性評価アンケートを導入し、2021年5月の取締役会において、その結果報告、および討議を行い、当社取締役会の実効性が確保されていることを確認しております。

【補充原則4 - 14 - 2】

当社では、取締役・監査役就任者向けに、必要な知識習得と役割と責任の理解の機会として、特にコンプライアンス遵守を重視した研修を実施しております。また、社外取締役・社外監査役に当社グループの経営理念、経営方針、事業活動および組織等に関する理解を深めることを目的に、随時、これらに関する情報提供を行っております。また、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役が、その役割および責務を果たすために必要とする事業・財務・組織等に関する知識を取得するために必要な機会の提供、費用の負担を行っております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主等との建設的な対話を重視し、経営陣幹部を中心にさまざまな機会を通じて対話を持つよう努めてまいります。当社は建設的な対話を通じて、当社経営方針にかかる理解を得る努力を行うとともに、株主等の声に耳を傾けることで、資本提供者等の目線からの経営分析や意見を吸収及び反映し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に取り組んでまいります。

【補充原則5 - 1 - 2】

(i)株主との対話全般について、下記() ~ ()に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話を実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定、および(ii)対話を補助する社内のIR担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策
当社では、IR担当取締役が経理財務部、総合企画部、人事総務部等のIR活動に関連する部署を統括し、日常的な部署間の連携を図っております。

(iii)個別面談以外の対話の手段(例えば、投資家説明会やIR活動)の充実に関する取組み
人事総務部にて、投資家からの電話取材等のIR取材を積極的に受け付けております。

(iv)対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策
IR担当取締役が必要に応じて、経営会議や取締役会へフィードバックしております。

(v)対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

投資家との対話の際は、当社の持続的な成長、中長期における企業価値向上にかかわるテーマを対話の軸とすることにより、インサイダー情報管理に留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社商船三井	28,919,526	66.87
光通信株式会社	2,344,200	5.42
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	1,600,000	3.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	898,600	2.08
三井住友信託銀行株式会社	574,000	1.33
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	452,000	1.05
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT	428,300	0.99
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	413,100	0.96
三井住友海上火災保険株式会社	332,625	0.77
株式会社三井住友銀行	273,300	0.63

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

株式会社商船三井 (上場:東京) (コード) 9104

補足説明

・上記「外国人株式保有比率」および「大株主の状況」は、2021年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。また、割合(%)は、自己株式を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	倉庫・運輸関連業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

親会社との取引については、第三者との取引と同様、市場価格などに基づく公正妥当な取引を、当社決裁基準に基づき合理的かつ適正な手続を経た上で行うこととしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社グループは、株式会社商船三井が運営するターミナルのオペレーションおよび同社グループが運航または傭船する船舶が寄港する京浜港等における本船荷役等の港湾荷役作業並びにその他の役務を提供しております。

当社は同社から取締役1名及び監査役1名が就任しておりますが、経営の判断はもとより事業活動全般については当社の機関で決定しており、経営の独立性は確保されているものと考えます。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	13名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
中井 元	他の会社の出身者													
田中 庸介	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中井 元			金融分野等における経験を当社経営に反映し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点から、妥当性・適法性を確保するための助言・提言をいただけるものと判断し社外取締役といたしました。なお、当社と中井元氏との間に特別な利害関係はなく、また証券取引所の独立役員に関する判断基準に照らしても一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考えております。

田中 庸介	田中庸介氏は2019年9月まで、弁護士法人東町法律事務所のパートナー弁護士でした。当社は、東町法律事務所を顧問弁護士事務所としており、取引関係がありません。	弁護士としての専門的見地をもとに、当社経営陣から独立し、客観的な視点で助言いただけるものと判断し社外取締役といたしました。なお、当社と田中庸介氏との間に特別な利害関係はなく、また証券取引所の独立役員に関する判断基準に照らしても一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考えております。
-------	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役員数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

常勤監査役は、内部監査室長より内部監査の計画、実施状況、結果について、定期的に報告を受けております。監査役会は、定期的に監査法人と会合を持ち、監査法人より監査体制・監査計画・重点監査項目等の説明を受けるほか、期中には定期的に四半期決算のレビューの状況など監査の実施状況につき、期末には会計監査および内部統制監査の手続および結果の概要について報告を受け、有効かつ効率的な会計監査および内部統制監査に向けて協議を行っております。また、常勤監査役は、必要に応じて、監査法人と意見や情報の交換等を行うと共に監査法人の実査に立ち会っております。

常勤監査役は、日常的に、内部監査室や内部統制部門である総合企画部、人事総務部、経理財務部、安全衛生管理室やそれらを担当する取締役などと意思疎通を図り、監査への協力を求めると共に、内部統制システムの整備・運用状況等の情報を蒐集し、必要に応じて助言を行っております。また得られた重要な情報は監査役会に報告して非常勤監査役と共有しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
津田 昌明	他の会社の出身者													
河合 千尋	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員との相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
津田 昌明			当社の親会社である株式会社商船三井の監査役経験者であり、監査役としての専門的知識および経験をもって当社経営を厳格に監査していただくことで、当社監査体制の強化を図れるものと判断し、社外監査役といたしました。
河合 千尋		河合千尋氏は2001年4月まで、朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)に在籍しておりました。当社は、あずさ監査法人を会計監査人としており、取引関係があります。	公認会計士としての専門的見地をもとに、公正な立場から当社の業務執行の監督・監査を実施いただけるものと判断し社外監査役といたしました。なお、当社と河合千尋氏との間に特別な利害関係はなく、また証券取引所の独立役員に関する判断基準に照らしても一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

業績連動報酬の内容の決定に関する方針については、本報告書の「1. [取締役報酬関係]」、事業報告、有価証券報告書に記載しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書、事業報告において取締役報酬の総額を開示しており、その内容は当社ホームページに掲載し公衆の縦覧に供しております。2021年3月期事業年度において当社が支払った取締役報酬の総額は251百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社取締役の個人別の報酬の内容に係る方針は、取締役会の決議により以下のとおり決定しております。

・基本方針

当社取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を動機づけ、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。報酬の構成は、業務執行取締役は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬および退職慰労金により構成され、監督機能を担う社外取締役につきましては、その職務に鑑み、基本報酬のみを支給しております。なお、報酬は金銭報酬のみとし、非金銭報酬等は支給しておりません。また、主要株主より派遣される非業務執行取締役は無報酬としております。

・基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、個人別の報酬額につきましては、役位・職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して取締役の合議により決定し、その決定内容を内規として定めております。基本報酬につきましては、1992年6月26日開催の第125回定時株主総会におきまして、報酬限度額を月額25,000千円以内と決議いただいております。その範囲内で取締役会より一任を受け、代表取締役社長が、内規に基づき報酬額を決定しております。

・業績連動報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬である役員賞与は、取締役の成果を図る指標として最適であるとの判断から、当期純利益を踏まえた上で一定の計算式に基づき算出しております。支給総額につきましては、定時株主総会で決議いただき、その範囲内で取締役会より一任を受け、代表取締役社長が、内規に基づき個人別の基本報酬額を基準に報酬額を決定し、決定後速やかに一括して支給しております。

・退職慰労金の額の決定に関する方針

退職慰労金につきましては、在任期間中の職務の対価として、その支給を定時株主総会で決議いただき、取締役会より一任を受け、代表取締役社長が、内規に基づき基本報酬を基準に在任年数を考慮し、支給額を決定し退任時に一括して支給しております。

・取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合につきましては、職位による報酬割合の差はつけておりません。なお、役員賞与につきましては、その上限の設定を従業員と同等の支給率とし、下限の設定はしていません。

種類別の割合は以下の範囲としております。

基本報酬：58% ~ 82%

役員賞与：0% ~ 29%

退職慰労金(引当金繰入額)：13% ~ 18%

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、および社外監査役に対しては、役員会事務局である総合企画部より取締役会資料を事前に配布するほか、重要な業務執行案件について都度報告を行う体制となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

・当社の取締役会は、取締役13名で構成されており、うち社外取締役が2名となっております。社外取締役は、経営全般に関する豊富な知見を有しており、独立した立場で取締役会に参加することにより、当社の経営・業務執行の意思決定における経営監督機能を強化しております。また経営の意思決定と業務執行の迅速化を図るため、取締役会の下部機関として経営会議を設けております。経営会議は10名の業務を執行する常勤取締役で構成し、常勤監査役も出席のもと、原則として毎月2回開催しております。

・当社の監査役会は、監査役4名で構成されており、うち社外監査役が2名となっております。監査役は、取締役会へ出席するほか取締役の職務執行および当社グループの経営を、客観的かつ中立的立場から厳格に監視し当社グループの経営の透明性および適法性を担保しております。監査役会は、毎月の定例会合に加え、必要に応じて臨時会合を開催しております。

・当社は、会計監査につきましては、有限責任あずさ監査法人と監査契約を結び、会計監査を受けており、2021年3月期事業年度において当社の会計監査の業務を執行した公認会計士の氏名および監査業務に係る補助者の構成は以下の通りです。

・業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員業務執行社員 公認会計士 野口昌邦

指定有限責任社員業務執行社員 公認会計士 戸谷且典

・監査業務に係る補助者の構成

公認会計士3名

その他1名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社においては監査役会設置会社を採用しております。取締役会においては業務を執行する取締役からの報告を受け、社外取締役からの客観的な意見を踏まえた議論を行い、経営監督機能の強化を図っております。また監査役会は社外監査役を含めた客観的な監査体制となっており、外部からの経営監視機能が十分に機能していると判断し、現状の体制としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	2021年6月開催の定時株主総会より、インターネットによる議決権の行使を開始しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の要約を英文にて提供しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、株主総会の招集通知、有価証券報告書、四半期報告書、適時開示情報のホームページ掲載	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>当社は、企業理念を次のとおり制定しております。</p> <ol style="list-style-type: none"> 顧客のニーズと時代の要請に沿った高品質なサービスの提供を通じ社会に貢献し、企業価値の向上を目指します。 社会規範と企業倫理に則った透明性の高い経営を行い、チャレンジ精神豊かな人間性を尊ぶ企業を目指します。 全ての事業領域での安全確保の徹底と環境保全に努めます。 <p>上記に基づき、ステークホルダーの皆様の期待にこたえられる企業となるべく事業活動を展開いたします。</p>
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>環境保全への取組み： 当社は、「クールビズ」を実践しております。 当社グループの宇徳ロジスティクス株式会社および当社大井ターミナルにおいて「グリーン経営認証」を取得しております。 当社は株式会社商船三井と共同で大井ターミナルに太陽光発電設備を導入し、ターミナルで使用する荷役機器についてもハイブリッド型の導入を進めております。また、東扇島冷蔵倉庫冷却設備のノンフロン冷凍機への切替工事を実施し、温暖化対策等に貢献しております。</p> <p>社会との交流への取組み： 当社は、大井ターミナルにおいてターミナルの見学を受付・実施しており、関係団体や業務に関わる地方団体等年間50件以上、約1,000名を受け入れております。(2021年6月現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のため見学受付を一時的に停止しております)</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社取締役会は、内部統制システムの基本方針につき以下の決議を行い、基本方針の遵守と適正な運用に基づき、内部統制の強化に取り組みます。

1. 取締役および使用人の職務の適正性を確保するための体制

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社はコンプライアンス体制の基礎として、当社および当社グループの取締役、使用人の行動基準である「宇徳グループ社員行動規範」を定め、また「コンプライアンス規程」を制定しコンプライアンス体制の推進を担う「コンプライアンス委員会」を設置する。委員長は取締役会が任命し、役付取締役を委員とする。行動規範の遵守とコンプライアンス体制の充実により、社会規範と企業倫理に則った透明性の高い経営を行う。
- 2) 取締役によって構成される取締役会は、「取締役会規程」に基づき取締役会の適切な運営を確保するとともに、各取締役の職務の執行を監視し、法令および定款違反行為を未然に防止する。また、取締役は、取締役会を通じて会社経営全般の最高方針決定に関わるとともに、取締役会の一員として他の取締役の業務執行を監督する。
- 3) 取締役会は経営会議を設置し、経営会議は取締役会が決定した最高方針と「経営会議規程」に基づき経営の基本計画および業務の執行に関する重要案件を決議するための審議および決議を行う。
- 4) 取締役会は、監査役が「監査役会規程」および「監査役監査基準」に基づき取締役の職務執行を監査し、その他の法令で定められる任務を遂行できる環境を確保するよう努める。
- 5) 法令違反その他のコンプライアンス違反の防止のため、社内にて報告・相談および通報を受ける体制を整備し適切な対応を図る。尚、報告・相談者等に対し不利益な取り扱いを行わない。
- 6) 内部監査部門として経営会議からのみ指示を受け、他のいかなる職制からも独立した内部監査室を設置し、公正な内部監査を実施するとともに、内部監査により何等かの不備等が発見された場合は、経営会議の指示により可及的すみやかに改善・是正措置を実行する。

(2) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役会は毎月1度定例的に開催する他、必要により随時臨時取締役会を開催する。取締役会に付議すべき重要な事項は「取締役会規程」に定め、原則として経営会議においてあらかじめ審議する。
- 2) 取締役会が承認するメンバーにより構成される経営会議は、「経営会議規程」に則り原則として月二回開催する他、必要に応じて随時開催する。
- 3) 「職務権限責任規程」等業務執行の権限と責任の分掌と委譲に関する規程を定め、取締役の権限の幹部使用人への適切な委譲を図る。

(3) 取締役の職務執行に関わる情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に関わる情報は、「文書管理規程」に基づき定められた期間適切に管理・保存し、閲覧可能な状態を維持する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、損失の危険に関する主たるリスクについて以下の管理体制を整備し、経営会議がその他のリスクを含めた全リスクを管理、統括する機関として機能する。

1) 災害事故防止、安全衛生

当社は、取締役会の承認により社長が任命する中央総括安全衛生管理者を置き、「安全衛生管理規程」および「安全衛生委員会規則」に基づき、職場の災害事故防止、安全衛生の確保、徹底を図る。また、子会社、協力会社を会員とする「宇徳労働災害防止協議会」を組織し、その活動を通じて子会社、協力会社を含めた職場の災害事故防止と安全衛生の確保、徹底を図る。

2) 外注管理

当社が社外に発注する工事、作業、派遣社員、物品購入、賃借等については「購買・外注管理規程」に基づき行い、外注の公正、不偏、合理的運用の徹底を図る。

2. 親会社、当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(商船三井(親会社)グループにおける体制)

1) 株式会社商船三井の子会社としての業務の適正を確保するため、当社の諸規程は商船三井グループ企業理念に沿って定めるものとする。

2) 商船三井グループのコンプライアンスを確保するため、当社の「宇徳グループ社員行動規範」および「コンプライアンス規程」は、商船三井の「コンプライアンス規程」に準じた内容のものとする。

3. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

子会社の経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、各社の事業内容によって定められた当社の主管部署が指導・育成を行うとともに営業・財務等の経営状況について定期的に報告を受けるものとする。

(2) 子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制、子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 各子会社は当社に準じて「取締役会規程」等を定め取締役会の適正な運営を確保し、取締役会が重要経営事項の審議などを行うとともに業務執行を監督する。
- 2) 子会社の重要経営事項については前述の「関係会社管理規程」に基づき当社はあらかじめ報告を受け、子会社は当社の了承を受け実行するものとする。
- 3) 子会社におけるコンプライアンスを確保するために、前述の「宇徳グループ社員行動規範」の子会社の取締役および使用人への周知を図り、当社の「コンプライアンス規程」等の制度に準じて、各子会社において諸規程を定め、子会社の取締役、監査役および使用人等による当社への報告・相談等も受け付けることで、当社グループ全体のコンプライアンスの徹底を図る。当社または子会社への報告・相談等を問わず、当該報告・相談等をした者への不利益な取り扱いを行わない。
- 4) 各子会社は当社に準じて「職務権限責任規程」等業務執行の権限と責任の分掌と委譲に関する規程を定め、取締役の権限の幹部使用人への適切な委譲を図る。

4. 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- 1) 監査役の職務を補助するため、当社の使用人から監査役補助者を任命する。
- 2) 監査役補助者の人事異動は、監査役会の同意を得て決定する。
- 3) 監査役補助者が監査役補助業務に従事する間は監査役の指揮命令下に置くものとする。

5. 取締役および使用人並びに子会社の取締役、監査役および使用人等が監査役に報告をするための体制、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制および監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

- 1) 取締役および使用人が監査役に報告すべき事項に関する規程を定め、当該規程に基づき、取締役および使用人は、当社および子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告する。
- 2) 法令違反その他のコンプライアンス上の問題については「コンプライアンス規程」等に基づき監査役へ適切に報告する。
- 3) 監査役への報告・相談等をした者に対しては不利益な取り扱いを行わない。
- 4) 代表取締役は監査役と定期的に会合を持つ。
- 5) 内部監査室は監査役と連絡・調整を行い、監査役の監査の実効的な実施に協力する。
- 6) 監査役がその職務を執行するに関連し生ずる費用については、当社規程に従って適切に処理を行う。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務の執行の適正性および効率性の確保に関する取り組み

- 1) 「取締役会規程」に基づき、取締役会において法令または定款に定められた事項ならびに重要事項を決定するとともに、業務執行の状況等の報告を受け、取締役の職務執行の監督を行っております。当期は取締役会を12回開催いたしました。
- 2) 取締役会は、毎年その実効性について評価・分析を実施し、運営の改善につなげております。
- 3) 取締役会が重要案件に集中できるよう、取締役会で決定した経営全般の基本方針に基づく経営の基本計画および業務の執行に関する重要事項は、原則月2回開催される経営会議にて審議、決定することで経営執行の効率を図っております。

(2) コンプライアンスに関する取り組み

- 1) 「宇徳グループ社員行動規範」および「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス委員会を適宜開催して当社の法令遵守状況を確認しております。
- 2) 各部室におけるコンプライアンスの統括責任者としてコンプライアンスオフィサーを設置し、コンプライアンスについての責任者を明確にしております。
- 3) コンプライアンス違反等の問題事象を発見した場合、役職員は所属する部室のコンプライアンスオフィサーまたはコンプライアンス委員会事務局に報告、相談することとしております。これが困難な場合に備えて、社内窓口および会社から独立した外部相談窓口を整備し、相談者の保護を図りつつ問題の早期発見と改善に努めております。
- 4) 内部監査室は、内部監査計画に基づき各部署の業務執行および子会社の業務に対し監査を実施し、監査結果を経営会議に報告しております。

(3) 損失の危険の管理に関する取り組み

「安全衛生管理規程」および「安全衛生委員会規則」に基づき、安全衛生委員会および安全衛生会議を適宜開催し、災害事故等の再発防止等に関し審議するとともに、災害発生時における役職員の対応方法および防災体制等を定めた「防災マニュアル」に基づき、危機管理体制を構築しております。

(4) 企業集団における業務の適正の確保に関する取り組み

- 1) 当社国内および海外のグループ会社については、「関係会社管理規程」に基づき、当社の主管部署が各子会社を指導するとともに、子会社の重要経営事項についてあらかじめ報告を受ける体制を構築しております。
- 2) 当社の「コンプライアンス規程」に準じて各子会社が同様の規程を定めるとともに、年1回の当社グループ役職員を対象とするコンプライアンス全般に関するe-ラーニングテストを実施し、当社グループ全体のコンプライアンスの徹底を図っております。

(5) 監査役の監査の実効性確保に関する取り組み

監査役への報告事項を網羅的に記載した「監査役報告事項に関する規程」を定め、当社役職員から重要事項の報告が適切になされることを担保しております。また、常勤監査役には取締役会への出席に加え、経営会議その他の社内の重要な会議へ出席する機会を確保し、審議および意思決定過程における業務の執行状況の監査実施を担保しております。常勤監査役は「内部統制システム基本方針」に基づき、代表取締役、取締役、内部監査室その他社内各部署および当社グループ会社との間で適宜情報交換等を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体には、毅然とした態度で対応するとともに、取引を含めた一切の関係を持たない旨を「宇徳グループ社員行動規範」に規定し、当社グループの役員および従業員に対して周知を図っております。

人事総務部を反社会的勢力対応部署とし、平素より顧問弁護士、神奈川県企業防衛対策協議会、並びに各事業所の所在地を管轄する警察署、暴力団放逐運動推進センター等の外部機関や地域企業等からの情報収集に努めるとともに、緊密な連携を保ち、事案発生時には速やかに対処できる体制を整備しております。

また、「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および対応マニュアル」の整備など、事案発生時に備え、社内に向けて対応方法等の周知を図るとともに、啓蒙活動に取り組んでおります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要は以下の通りとなっております。

1. 適時開示に関する基本方針

当社は、「企業理念」として、社会規範と企業倫理に則った透明性の高い経営を掲げるとともに、「コンプライアンス規程」に於いて、当社グループ役職員がとるべき行動規範を規定した「宇徳グループ社員行動規範」やコンプライアンスに照らして、公正かつ透明性の高い企業活動を行うことを基本方針としております。

適時開示に関しても、前述の方針に従い、東京証券取引所の「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」(以下、「適時開示規則」という)を遵守し、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に実施しております。

これらに基づく当社の適時開示に係る体制等は、以下のとおりとなっております。

2. 適時開示情報を把握・管理し、適時・適切に開示するための社内体制

(1) 決定事実に関する情報

適時開示規則に定められている基準に照らして開示すべき決定事実は、適時開示担当部署(総合企画部・人事総務部・経理財務部)で協議を行い、必要に応じて東京証券取引所に事前相談をした上で、原則として取締役会の決定決議後速やかに開示することとしております。

(2) 発生事実に関する情報

発生事実については、当該事実の発生を認識した担当部署にて適時開示担当部署と協議の上、内容に応じ、取締役会または経営会議の決議または報告後、適時開示担当部署を通して速やかに開示しております。

なお、緊急の必要がある場合は、担当部署から適時開示担当部署へ連絡するとともに、適時開示担当部署は関係部署および担当役員と協議の上、速やかに適時開示を行うこととしております。

(3) 決算に関する情報

決算に関する情報については、経理財務部が決算数値を作成し、取締役会の決議を経て、適時開示担当部署を通して速やかに開示しております。

(4) 子会社に係る情報

当社の子会社に係る情報は、当該子会社の主管部署にて適時開示担当部署と協議の上、内容に応じ、取締役会または経営会議の決議または報告後、適時開示担当部署を通して速やかに開示を行う体制としております。

3. 適時開示のチェック・モニタリング

適時開示担当部署は開示の要否および開示内容が正確かつ充分であることを相互に確認しております。

また、監査役は、会社情報を適正かつ適時に開示するための体制が構築され適切に運用されていることを監視・検証しております。

内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図

